

再評価

【ダム事業】

(直轄事業等)

➤ 幾春別川総合開発事業	・ ・ ・ ・ ・	1
➤ 北上川上流ダム再生事業	・ ・ ・ ・ ・	4
➤ 成瀬ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・	7
➤ 木曽川水系連絡導水路事業	・ ・ ・ ・ ・	10
➤ 川上ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・	13
➤ 大戸川ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・	16
➤ 本明川ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・	19
➤ 岩瀬ダム再生事業	・ ・ ・ ・ ・	22

事業名 (箇所名)	幾春別川総合開発事業		担当課	水管理・国土保全局治水課		事業 主体	北海道開発局				
			担当課長名	佐々木 淑充							
実施箇所	北海道三笠市										
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業										
主な事業の 諸元	新桂沢ダム：重力式コンクリートダム（同軸嵩上げ） 堤高75.5m（嵩上げ高11.9m） 堤頂長397.0m 総貯水容量147,300千m3 有効貯水容量136,400千m3 三笠ぼんべつダム：台形CSGダム（流水型） 堤高53.0m 堤頂長160.0m 総貯水容量8,620千m3 有効貯水容量8,500千m3										
事業期間	事業採択		昭和60年度実施計画調査着手／平成2年度建設事業着手			完了		令和12年度			
総事業費（億円）	約1,667		残事業費（億円）		約529						
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・主な洪水実績 昭和56年8月上旬に、それまでの洪水を大きく上回る既往最大の洪水が発生しているほか、近年においても洪水被害が発生している。 昭和36年 7月 氾濫面積52,300ha 被害家屋23,300戸 昭和37年 8月 氾濫面積66,100ha 被害家屋41,200戸 昭和41年 8月 氾濫面積26,000ha 被害家屋 9,600戸 昭和50年 8月 氾濫面積29,200ha 被害家屋20,600戸 昭和56年 8月 氾濫面積61,400ha 被害家屋22,500戸 平成28年 8月 氾濫面積 168ha 被害家屋 4戸 ・主な渇水実績 幾春別川では、桂沢ダムなどにより用水の確保が図られてきたが、かんがい用水の取水制限は、平成23年から令和2年までの10か年において計3回行われており、平成24年には、取水制限日数64日、最大取水制限率26%に達している。 平成24年 取水制限日数64日間 最大取水制限率26% 平成26年 取水制限日数10日間 最大取水制限率20% 令和元年 取水制限日数40日間 最大取水制限率30% <達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、工業用水、水道用水、発電 <政策体系上の位置付け> ・政策目標：水害等災害による被害の軽減 ・施策目標：水害・土砂災害の防止・減災の推進										
便益の主な 根拠	洪水調節に係る便益： 年平均浸水軽減戸数：153戸 年平均浸水軽減面積：136ha 流水の正常な機能の維持に関する便益： 流水の正常な機能の維持に関して新桂沢ダムと同じ機能を有するダムを代替施設とし、代替法を用いて計上										
事業全体の 投資効率性	基準年度		令和3年度								
	B:総便益 (億円)	2,606	C:総費用(億円)		2,203	全体B/C	1.2	B-C	403	EIRR (%)	4.8
残事業の投資 効率性	B:総便益 (億円)	2,207	C:総費用(億円)		479	継続B/C	4.6				
感度分析			事業全体のB/C		残事業のB/C						
	需 要（－10％～＋10％）		1.1 ～ 1.3		4.2 ～ 5.0						
	建設費（＋10％～－10％）		1.2 ～ 1.2		4.3 ～ 5.0						
	建設期間（＋10％～－10％）		1.1 ～ 1.2		4.5 ～ 4.7						
事業の効果 等	・洪水調節：幾春別川の基準地点西川向において、目標流量1,100m3/sのうち400m3/sを調節し、河道への配分流量を700m3/sとする。また、他のダム等と併せて、石狩川の基準地点石狩大橋において、目標流量14,400m3/sのうち、2,700m3/sを調節し、河道への配分流量を11,700m3/sとする。また、河川整備計画の目標を上回る洪水が発生した場合においても、ダムの洪水調節計画は、河川整備基本方針規模の洪水から決められており、その規模の洪水に対して洪水調節効果を発揮し被害の軽減を図る。 ・流水の正常な機能の維持：下流の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図る。 ・水道用水の供給：桂沢水道企業団に対して、新桂沢ダム地点において、新たに1日最大8,640 m3の水道用水の取水を可能とする。 ・工業用水の供給：北海道に対し、札幌市東区中沼町地先において、新たに1日最大12,840m3の工業用水の取水を可能とする。 ・発電：新桂沢ダムの建設に伴って新設される新桂沢発電所、新桂沢小水力発電所（仮称）において、最大出力17,290kwの発電を行う。 ・河川整備計画規模と同等の洪水が発生した場合、幾春別川流域では、最大孤立者数(避難率0%)は約4,940人と想定されるが、事業実施により約80人に軽減される。 ・同様に、河川整備計画規模と同等の洪水が発生した場合、幾春別川流域では、防災拠点施設（警察・消防・役所等）が浸水し、機能低下することにより、影響を受ける管轄区域内人口は約9,100人と想定されるが、事業実施により当該影響が解消される。										
社会経済情 勢等の変化	・氾濫おそれのある区域を含む市町村の総人口は、平成28年から令和2年にかけてほぼ横ばいであり、世帯数はやや増加しているものの、大きな変化はない。 ・水田及び畑の面積は、平成27年から令和元年にかけてほぼ横ばいであり大きな変化はない。 ・水道用水・工業用水として参画している事業者からは、現時点において、事業の内容変更の申出はない。 ・発電事業者から、近年の電力需要を踏まえた発電計画の見直し及び流水の正常な機能の維持のうち、新たにダム直下1.1m3/sの流量に従属した発電を行いたい旨の申出があり、事業内容の変更に反映した。										

主な事業の進捗状況	昭和60年度 実施計画調査着手 平成 2年度 建設事業着手 平成 6年度 基本計画策定 平成16年度 石狩川水系河川整備基本方針策定 平成17年度 石狩川水系幾春別川河川整備計画策定 平成20年度 第1回基本計画変更(平成20年11月) 平成21年度 検証の対象とするダム事業に選定 平成24年度 ダム検証に係る対応方針の決定(継続) 平成26年度 第2回基本計画変更(平成26年5月) 平成27年度 新桂沢ダム堤体基礎掘削工事着手 平成28年度 新桂沢ダム堤体建設第1期工事契約 平成30年度 北海道胆振東部地震(平成30年9月) 第3回基本計画変更(平成30年12月) 令和元年度 北海道開発局事業審議委員会に事業の状況について報告(令和元年8月) 第1回幾春別川総合開発事業マネジメント委員会(令和元年12月) 令和2年度 第2回幾春別川総合開発事業マネジメント委員会(令和2年9月) 北海道開発局事業審議委員会に事業の状況について報告(令和2年11月) 令和3年3月末までに、事業費約1,044億円を投資、進捗率約63%(事業費ベース)
主な事業の進捗の見込み	・引き続き、新桂沢ダムの本体工事等の進捗を図るとともに、今後、三笠ぼんべつダムの本体工事に着手し、令和12年度の事業完了に向けて事業を進める。
コスト縮減や代替案立案等の可能性	<コスト縮減> ・令和2年度に実施した幾春別川総合開発事業マネジメント委員会での精査結果を踏まえ、現地発生土の有効活用や施工方法の工夫等のほか、新たな技術の積極的な採用の検討を行い、引き続きコスト縮減に努める。 <代替案立案の可能性> ・平成22年度から平成24年度に実施した幾春別川総合開発事業の検証に係る検討において、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき「洪水調節」、「新規利水(水道用水、工業用水)」及び「流水の正常な機能の維持」を目的別に、ダム案(幾春別川総合開発事業)と幾春別川総合開発事業以外の代替案を複数の評価軸ごとに評価したところ、総合的な評価としては、コストや時間的な観点から見た実現性等の面から、ダム案(幾春別川総合開発事業)が優位と評価している。なお、現時点において、ダム検証において実施したダム案と代替案の比較について確認を実施したところ、ダム案が優位であることを確認している。
対応方針	継続
対応方針理由	事業の必要性・重要性に変化はなく、費用対効果等の投資効果も確保されていることから、事業の継続を妥当とする。
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 当委員会に提出された再評価原案準備書の対応方針については、北海道開発局案を妥当と判断する。 <都道府県の意見・反映内容> 幾春別川総合開発事業を「継続」とした対応方針(原案)案について、異議はない。 ただし、地方自治体を取り巻く厳しい財政状況等を十分に踏まえ、次の意見を付する。 1. 今後、総事業費の増額を一切行わないこと。 2. 徹底したコストの縮減と適切な事業の監理により、総事業費を減額すること。 3. ダムの早期完成により事業効果を速やかに発現させること。 4. 総事業費の減額のために講じる措置や自然災害等による影響について適時適切に情報提供を行うなど、事業の執行状況の透明化を図ること。 なお、今後の事業執行に当たっては、環境の保全について十分配慮すること。

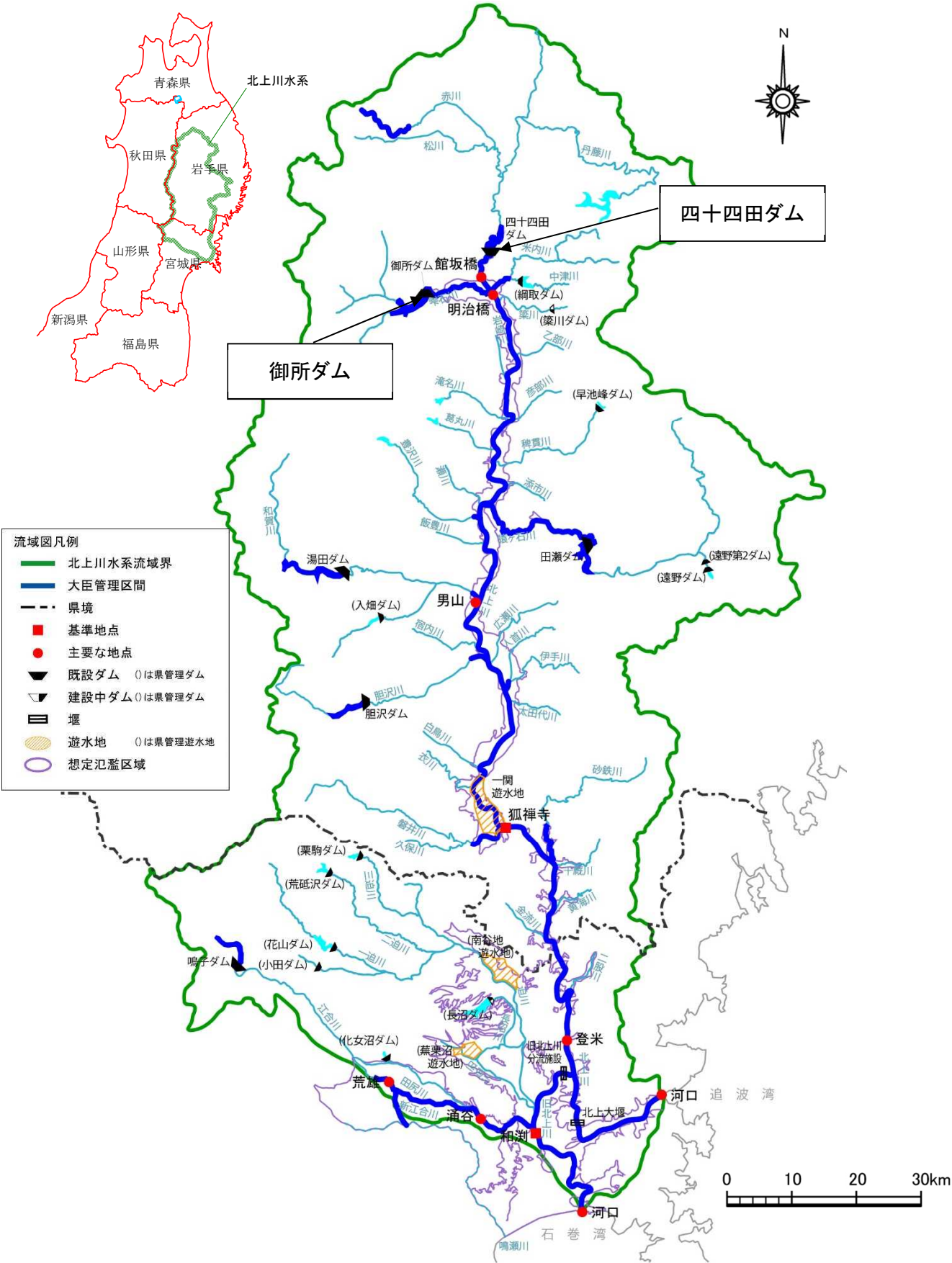
事業位置図



事業名 (箇所名)	北上川上流ダム再生事業		担当課	水管理・国土保全局治水課	事業 主体	東北地方整備局					
			担当課長名	佐々木 淑充							
実施箇所	岩手県盛岡市										
該当基準	準備・計画段階で一定期間(3年間)が経過している事業										
主な事業の 諸元	四十四田ダム:重力式コンクリート・アース複合ダム、ダム高52m(50m)、堤頂長560m(480m)、総貯水容量54,600千m3(47,100千m3)、有効貯水容量43,000千m3(35,500千m3) ※()はダム再生前の諸元 御所ダム :操作規則変更										
事業期間	事業採択	令和元年度	完了	令和10年度							
総事業費(億円)	約300		残事業費(億円)		約289						
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・北上川流域では、昭和22年9月洪水(カスリーン台風)、昭和23年9月洪水(アイオン台風)、昭和56年8月、平成14年7月、平成19年9月洪水等で甚大な被害が発生している。 ・近年の洪水は、平成25年8月洪水において御所ダムで既往最大流入量を記録、同年9月洪水において四十四田ダムで既往最大流入量を記録している。 [洪水実績] 昭和22年9月 : 床上浸水26,126戸、床下浸水11,742戸 昭和23年9月 : 床上浸水16,019戸、床下浸水12,953戸 昭和56年8月 : 床上浸水1,416戸、床下浸水965戸 平成14年7月 : 床上浸水1,144戸、床下浸水990戸 平成19年9月 : 床上浸水241戸、床下浸水489戸 平成25年8月 : 床上浸水293戸、床下浸水1,218戸 平成25年9月 : 床上浸水55戸、床下浸水103戸 <達成すべき目標> ・洪水調節 <政策体系上の位置付け> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する										
便益の主な 根拠	<洪水調節に係る便益> 年平均浸水軽減戸数:25戸 年平均浸水軽減面積:1.3ha										
事業全体の 投資効率性	基準年度		令和3年度								
	B:総便益 (億円)	266	C:総費用(億円)		232	全体B/C	1.2	B-C	35	EIRR(%)	4.7
残事業の投資 効率性	B:総便益 (億円)	268	C:総費用(億円)		221	継続B/C	1.2				
感度分析	残事業費 (+10% ~ -10%)		事業全体のB/C		残事業のB/C						
	残 工 期 (+10% ~ -10%)		1.1 ~ 1.3		1.1 ~ 1.3						
	資 産 (-10% ~ +10%)		1.1 ~ 1.2		1.2 ~ 1.2						
			1.1 ~ 1.2		1.1 ~ 1.3						
事業の効果 等	・洪水調節: 四十四田ダムの堤体かさ上げを含むその他の洪水調節施設により、明治橋地点における河川整備計画の目標流量 毎秒4,700立方メートルのうち毎秒1,800立方メートルの洪水調節を行う。 ・河川整備基本方針規模(1/150)の洪水が発生した場合、北上川上流ダム再生事業の完成により、明治橋上流エリアの浸水区域内の避難行動要支援者数は約20%(1,882人)、想定死者数(避難率40%)は24%(46人)の軽減が期待される。										
社会経済情 勢等の変化	・北上川流域内市町の総人口は、平成2年をピークに緩やかな減少傾向で推移している一方、世帯数は緩やかな増加傾向で推移している。 ・農業生産額は、緩やかな減少傾向で推移している。製造品出荷額は、平成2年までは著しく増加しているが、それ以降は概ね2兆円規模で推移している。										
主な事業の 進捗状況	昭和44年 1月 四十四田ダム管理開始 昭和57年 4月 御所ダム管理開始 平成18年11月 北上川水系河川整備基本方針の策定 平成24年11月 北上川水系河川整備基本方針の変更 平成24年11月 北上川水系河川整備計画(大臣管理区間)の策定 平成30年 6月 北上川水系河川整備計画(大臣管理区間)の変更 平成30年 8月 新規事業採択評価 平成31年 4月 実施計画調査開始										
主な事業の 進捗の見込み	・北上川上流ダム再生事業は、平成31年4月に実施計画調査着手し、建設段階への移行に向けて、計画的な事業進捗を図って行く。										

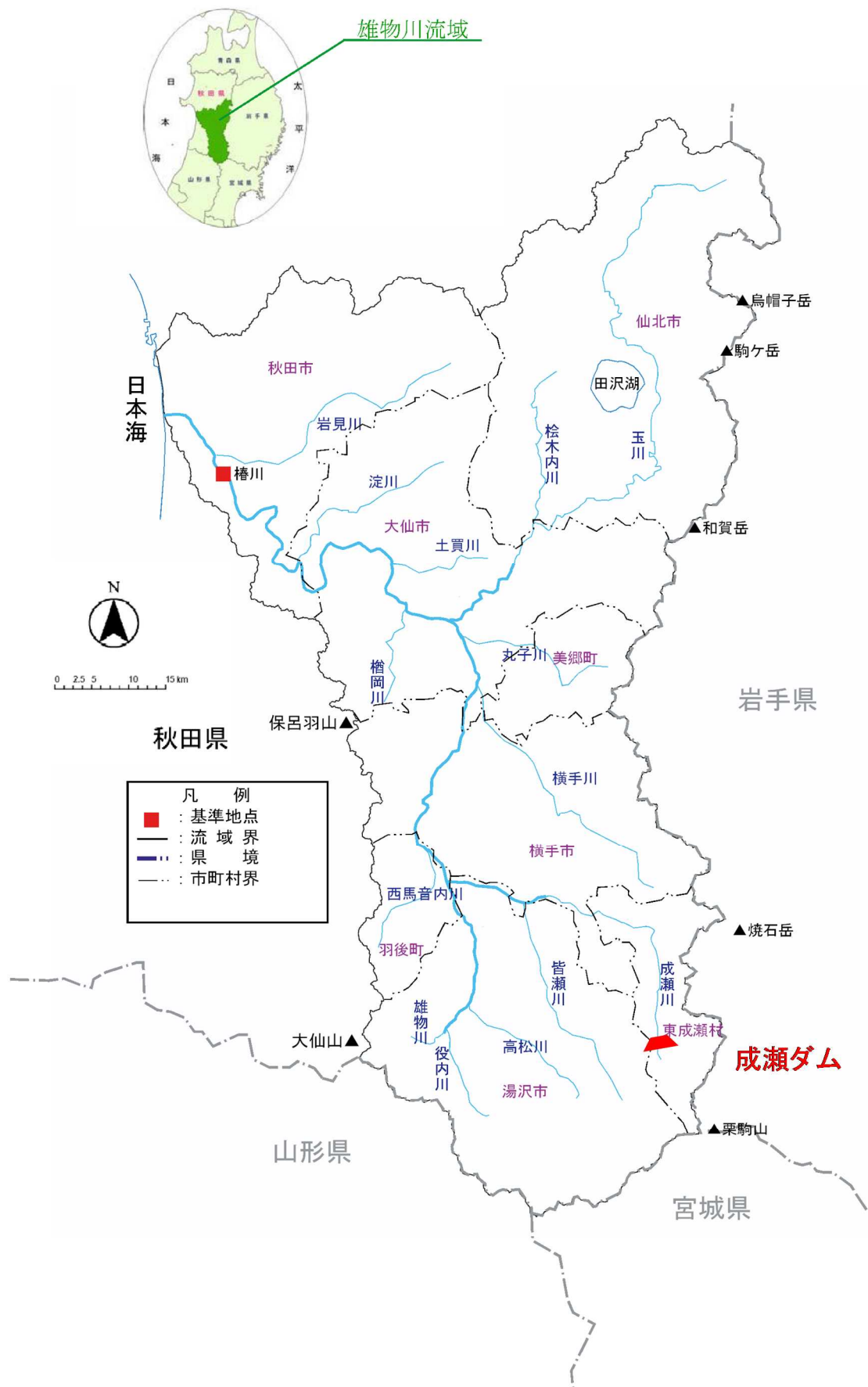
コスト縮減や代替案立案等の可能性	〈コスト縮減〉 ・北上川上流ダム再生事業では、堤体上下流面勾配や、堤体材料採取地の見直し等によるコスト縮減を図る。 - また、最新の知見、新技術やICT技術を活用した設計・計画・施工等を設計段階から盛り込み、品質確保及びコスト縮減ができるよう、引き続き工夫していく。 〈代替案立案の可能性〉 ・平成30年度に実施した新規事業採択時評価において、「洪水調節」をダム再生案（北上川上流ダム再生事業）とそれ以外の代替案とで複数案を評価している。その結果、総合的な評価として、コストや時間的な観点、実現性等の評価軸から、ダム案（北上川上流ダム再生事業）を優位と評価しており、現時点においてもコスト面での優位性に変化はなく、総合的な評価結果には影響を与えないことを確認している。
対応方針	継続
対応方針理由	前回の評価時以降も事業の必要性・重要性に変化はなく、事業の順調な進捗が見込まれ、費用対効果等の投資効果も確保されていることから、引き続き事業を継続することが妥当と考える。
その他	＜第三者委員会の意見・反映内容＞ ・令和3年7月28日に「北上川水系河川整備学識者懇談会」を開催し、「事業の継続は妥当とする」と意見を頂いている。 ＜岩手県の意見・反映内容＞ ・「東北地方整備局所管の再評価対象事業の対応方針（原案）作成に係る意見照会」を行った結果、令和3年7月12日付け河第199号により対応方針（原案）について異議ありませんとの回答を頂いている。

北上川上流ダム再生事業 位置図



事業名 (箇所名)	成瀬ダム建設事業		担当課	水管理・国土保全局治水課		事業 主体	東北地方整備局				
			担当課長名	佐々木 淑充							
実施箇所	秋田県雄勝郡東成瀬村										
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業										
主な事業の 諸元	台形CSGダム、ダム高114.5m、堤頂長755.0m、総貯水容量 78,500千m3、有効貯水容量75,000千m3										
事業期間	事業採択	昭和58年度		完了		令和8年度					
総事業費(億円)	約2,230			残事業費(億円)			約1,004				
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・雄物川流域では、過去の昭和22年7月、平成19年9月、平成23年6月、平成29年7月・8月、平成30年5月洪水等により甚大な浸水被害が発生している。 〔洪水実績〕 昭和22年7月：床上浸水13,102戸、床下浸水12,259戸 平成19年9月：床上浸水35戸、床下浸水238戸 平成23年6月：床上浸水120戸、床下浸水325戸 平成29年7月：床上浸水590戸、床下浸水1,471戸 平成29年8月：床上浸水11戸、床下浸水69戸 平成30年5月：床上浸水146戸、床下浸水240戸 ・平成6年、平成24年の渇水は、渇水期間が長く、平成6年は上流部で上水道の減圧給水や時間給水を実施し、令和元年は7月の降雨量が平年の3～5割程度となり各利水者（かんがい、水道など）が番水や節水の呼びかけなどの対応を行った。 <達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい、水道用水の補給、発電 <政策体系上の位置付け> ・政策目標：水害等災害による被害の軽減 ・施策目標：水害・土砂災害の防止・減災を推進する										
便益の主な 根拠	<洪水調節に係る便益> 年平均浸水軽減戸数：156戸 年平均浸水軽減面積：44ha <流水の正常な機能の維持に関する便益> 流水の正常な機能の維持に関して成瀬ダムと同じ機能を有するダムを代替施設とし、代替法を用いて計上										
事業全体の 投資効率性	基準年度		令和3年度								
	B:総便益 (億円)	2,396	C:総費用(億円)			1,992	全体B/C	1.2	B-C	404	EIRR(%) 6.9
残事業の投資 効率性	B:総便益 (億円)	1,388	C:総費用(億円)			724	継続B/C	1.9			
感度分析	残事業費		(+10% ～ -10%)		事業全体のB/C		残事業のB/C				
	残 工 期		(+10% ～ -10%)		1.2 ～ 1.2		1.8 ～ 2.1				
	資 産		(-10% ～ +10%)		1.2 ～ 1.2		1.9 ～ 1.9				
					1.2 ～ 1.2		1.8 ～ 2.0				
事業の効果 等	・洪水調節：成瀬ダムの建設される地点における計画高水流量 毎秒460立方メートルのうち、毎秒410立方メートルの洪水調節を行う。 ・流水の正常な機能の維持：成瀬ダム下流において既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図る。 ・かんがい：皆瀬川、成瀬川及び雄物川沿川の約10,050ヘクタールの農地に対し、かんがい用水の補給を行う。 ・水道用水の補給：湯沢市、横手市、大仙市に対し、新たに1日最大13,164立方メートルの水道用水の取水を可能とする。 ・発電：成瀬ダムの建設に伴って新設される「成瀬発電所」において、最大出力5,800キロワットの水力発電を行う。 ・河川整備基本方針規模の洪水が発生した場合、成瀬ダムの完成により浸水面積は約400ha、浸水区域内の最大孤立者数（避難率40%）は、約10%（約1,700人）、想定死者数（避難率40%）は17%（約130人）の軽減が期待できる。										
社会経済情 勢等の変化	・雄物川流域内市町村の人口は減少傾向にある。 ・一方、世帯数は増加傾向にある。 ・雄物川流域内の農業産出額は増加傾向にある。										
主な事業の 進捗状況	昭和58年 4月 実施計画調査開始(秋田県) 平成 3年 4月 国直轄事業に移行 平成 9年 4月 建設事業に着手 平成13年 5月 基本計画官報告示(H13.5.29:国土交通省第887号)事業費:約1,530億円 工期:平成29年 平成14年 5月 ダム指定(H14.5.7:政令第165号) 平成15年 3月 用地補償基準妥結 平成20年 1月 「雄物川水系河川整備基本指針」策定(H20.1.28) 平成22年 9月 ダム事業の検証に係る検討について国土交通大臣指示 平成22年11月 「成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」設置(H22.11.17) H22.11.17からH24.11.20まで5回の「検討の場」を開催 平成25年 1月 ダム検証に係る対応方針決定(継続)(H25.1.25) 平成26年 3月 基本計画(第1回変更)告示(H26.3.12:国土交通省第304号)事業費:1,530億円 工期:平成36年 平成26年 4月 成瀬ダム工事事務所 設置 平成26年11月 「雄物川水系河川整備計画」策定(H26.11.28) 平成29年 4月 「雄物川水系河川整備計画」変更(第1回)(H29.4.13)※ダム型式変更 平成29年 9月 基本計画(第2回変更)告示(H29.9.12:国土交通省第822号)※ダム型式変更(ロックフィルダム→台形CSGダム) 平成30年 9月 ダム本体工事着工(H30.9.15着工式) 平成30年12月 「雄物川水系河川整備計画」変更(第2回)(H29.9.12) 令和 元年10月 ダム堤体打設開始(R1.10.15初打設式)										

主な事業の進捗の見込み	・成瀬ダム建設事業は、昭和58年に実施計画調査着手し、令和元年10月にダム堤体打設を開始した。 ・平成13年の基本計画官報告示以来、現在までで治水計画見直し、工期変更、ダム型式(台形CSGIに変更)に関する基本計画変更を実施している。 ・引き続き、堤体打設を進め、計画的な事業進捗を図っていく。
コスト縮減や代替案立案等の可能性	〈コスト縮減〉 ・成瀬ダム建設事業では、右岸段丘部基礎掘削標高の見直しや、岩盤面処理の機械化施工などによりコスト縮減を図っている。 ・今後は、安全と品質の確保を最優先に、事業費の約5%縮減を目標として取り組むための体制強化を図り、継続的かつ実効性ある活動を推進するとともに、取り組み内容及び進捗状況は成瀬ダム建設事業マネジメント委員会において報告・公表する等、アカウンタビリティ向上を図る。 〈代替案立案の可能性〉 ・平成25年に実施した成瀬ダム建設事業の検証に係る検討において、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づいて代替案を複数の評価軸ごとに評価し、最も有利な案は、現計画案と評価している。 ・今回の成瀬ダム建設事業基本計画の総事業費の変更においても、治水(洪水調節)、新規利水、流水の正常な機能の維持の目的別の総合評価では、「現計画案」が最も有利とのダム検証時の評価を覆すものではない。
対応方針	継続
対応方針理由	前回の評価時以降も事業の必要性・重要性に変化はなく、今後とも事業の順調な進捗が見込まれることから、引き続き事業を継続することが妥当と考える。
その他	＜第三者委員会の意見・反映内容＞ ・令和3年7月12日に「雄物川水系河川整備学識者懇談会」を開催し、「事業の継続は妥当とする」と意見を頂いている。 ＜秋田県の意見・反映内容＞ 秋田県知事に「東北地方整備局所管の再評価対象事業の対応方針(原案)作成に係る意見照会」を行った結果、令和3年7月7日付け建政-366により事業の継続については異議なしとの回答を頂いている。

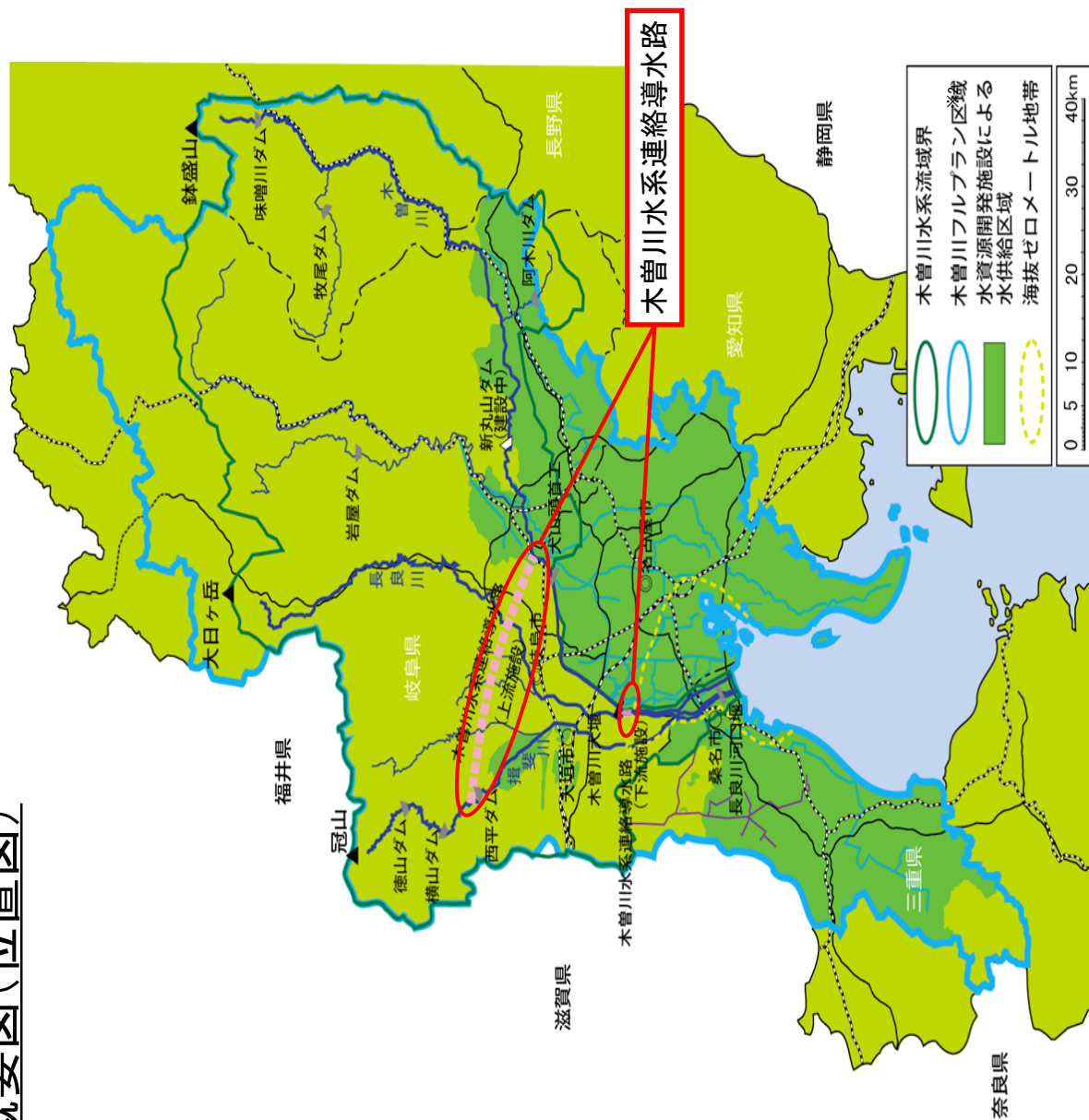


成瀬ダム位置図

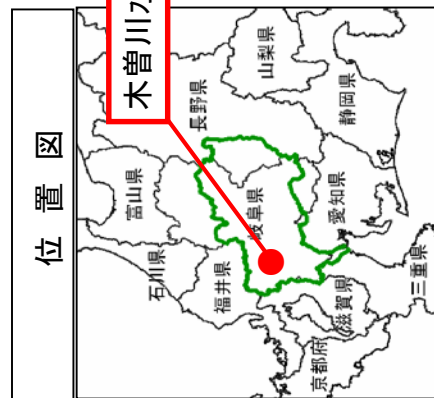
事業名 (箇所名)	木曽川水系連絡導水路事業			担当課	水管理・国土保全局治水課			事業 主体	独立行政法人水資源機構				
実施箇所	上流施設 取水口:岐阜県揖斐郡揖斐川町(揖斐川)		放水口:岐阜県岐阜市(長良川)、岐阜県加茂郡坂祝町(木曽川)										
	下流施設 岐阜県羽島市、海津市(長良川・木曽川)												
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過した時点で未着工の事業												
主な事業の 諸元	上流施設(トンネル等):延長 約43km、 下流施設(パイプライン等):延長 約1km												
事業期間	平成18年度実施計画調査着手/平成20年度建設事業着手/平成27年度完成予定 ※												
総事業費 (億円)	約890 ※			残事業費(億円)			約834 ※						
目的・必要性	＜解決すべき課題・背景＞ ・水利用が集中している木曽川においては、平成元年以降25回の取水制限が行われている。この地域の市民生活や社会経済活動に大きな影響を与えた平成6年洪水以降において、新たな水源施設として長良川河口堰、味噌川ダムが完成し、給水が開始されたが、洪水による取水制限が頻繁に行われている。 ・平成6年の洪水では、木曽川の本成戸地点で流量がほぼ0m ³ /sまで減少し、河川環境に深刻な影響を与え、木曽川河口部のシジミが斃死するなどの被害が発生した。また、海拔ゼロメートル地帯を含む広範囲(約733km ²)で年間1cm以上の地盤沈下が発生した。												
	＜達成すべき目標＞ ・流水の正常な機能の維持(異常洪水時の緊急水の補給) ・新規利水の供給												
	＜政策体系上の位置付け＞ ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する												
	流水の正常な機能の維持(異常洪水時の緊急水の補給)に関する便益: 徳山ダムの木曽川への洪水対策容量4,000万m ³ と同等の貯水容量を持つ代替ダムを木曽川に建設する費用と、長良川の流水の正常な機能の維持を図るために最大4m ³ /sを長良川を経由して木曽川に導水する施設を建設する費用												
事業全体の 投資効率性	基準年度 B:総便益 (億円)		令和3年度 1,499		C:総費用(億円)		1,255	全体B/C	1.2	B-C	244	EIRR (%)	5.5
残事業の投資 効率性	B:総便益 (億円)		1,261		C:総費用(億円)		468	継続B/C	2.7				
感度分析	残事業(B/C) 全体事業(B/C)												
	残事業費(+10%~-10%)		2.5 ~ 3.0		1.2 ~ 1.2								
	残工期(+10%~-10%)		2.7 ~ 2.7		1.2 ~ 1.2								
	資産(-10%~+10%)		- ~ -		- ~ -		(事業目的に洪水調節がないため、感度分析を行っていない)						
事業の効果等	・流水の正常な機能の維持(異常洪水時の緊急水の補給):揖斐川と長良川、木曽川を繋ぐ木曽川水系連絡導水路を整備し、徳山ダムに確保される洪水対策容量4,000万m ³ の水を木曽川に導水することにより、異常洪水時(平成6年洪水相当)においても、本成戸地点において河川環境の保全のために必要な流量の一部である40m ³ /sを確保することができる。 ・水道用水:徳山ダムに確保される愛知県の水道用水として最大2.3m ³ /s、名古屋市の水道用水として最大1.0m ³ /sを導水し、木曽川において取水を可能とする。 ・工業用水:徳山ダムに確保された新規利水容量を用いて、名古屋市の工業用水として最大0.7m ³ /sを導水し、木曽川において取水を可能とする。												
社会経済情勢等の変化	・この流域内は、名神高速道路等の高速道路、JR東海道新幹線等、国土の基幹をなす交通の要衝となっている。さらに東海環状自動車道、リニア中央新幹線等の整備により、地域開発や市街化が進むことが予想される。 ・木曽川水系で用水を供給する対象市町村人口の推移は、約910万人で横ばいだが、世帯数は増加傾向にある。												
主な事業の 進捗状況	平成18年度 実施計画調査に着手(平成18年4月) 平成19年度 木曽川水系河川整備基本方針を策定(平成19年11月) 平成19年度 木曽川水系河川整備計画を策定(平成20年3月) 平成20年度 建設事業に着手(平成20年4月) 平成20年度 木曽川水系連絡導水路事業に関する事業実施計画認可(平成20年8月) 平成20年度 独立行政法人水資源機構に事業承継(平成20年9月) 平成21年度 新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業に区分(平成21年12月) 平成22年度 木曽川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第1回幹事会)(平成22年12月) 平成23年度 木曽川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第2回幹事会)(平成23年4月) 平成23年度 木曽川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第1回)(平成23年6月) 平成27年度 木曽川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第3回幹事会)(平成27年11月) 平成27年度 木曽川水系連絡導水路事業に関する事業実施計画の一部変更の認可(平成27年12月) 平成30年度 木曽川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第4回幹事会)(平成30年12月) 令和3年度 木曽川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第5回幹事会)(令和3年6月) 現在、環境調査を実施している。令和3年3月末までに事業費約54億円を投資。進捗率約6%(事業費ベース)												
主な事業の 進捗の見込み	・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところであり、その対応方針が定まるまでの間は調査段階を継続し新たな段階に入らない。 ・今後のダム検証は、中部地方整備局が平成30年11月に設置した「中部地方水供給リスク管理検討会」の進捗を見定めて進めていくこととしている。												
コスト縮減や 代替案立案 等の可能性	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、第4回幹事会において、複数の対策案の抽出結果を提示している。 ・引き続き、ダム検証の手続きにおいて、複数の対策案について評価軸ごとの評価及び総合的な評価を実施する。												

対応方針	継続
対応方針理由	・今回の事業再評価の結果としては、新たな段階に入らずに環境調査を継続しつつ、引き続きダム事業の検証に係る検討を進めることを妥当とする。
その他	〈※印箇所説明〉 今回の事業再評価は、現計画の総事業費及び仮定の工期を用いて評価を行ったものであり、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、総事業費及び工期についても点検を行ったうえで、その後の検討を行い、改めて「事業の継続または中止の方針」を判断することとしている。 〈県への意見聴取結果〉 (岐阜県) ・対応方針(原案)のとおり、調査段階を継続することはやむを得ない。 ・本県としては、木曽川水系連絡導水路事業に対して、渇水時における河川環境の保全、可茂・東濃地域の渇水被害軽減の効果を想定している。 ・本事業はダム検証の対象であることから、速やかに検証作業を終え、事業を進められたい。 (愛知県) ・「対応方針(原案)」案に対して異議はありません。 ・なお、事業にあたっては、下記のとおり要望します。 本事業に係る検証作業については、予断なく事業の必要性等を検討していただきますようお願いします。 (三重県) ・木曽川水系連絡導水路事業が「対応方針(原案)」案のとおり、継続することはやむを得ない。 ・今後は、速やかにダム事業の検証作業を終え、早期着工されたい。 ・また、事業執行にあたっては、ダム事業の検証完了までの執行体制を最小限とするなど、コスト縮減に最大限努めていただきたい。

概要図(位置図)



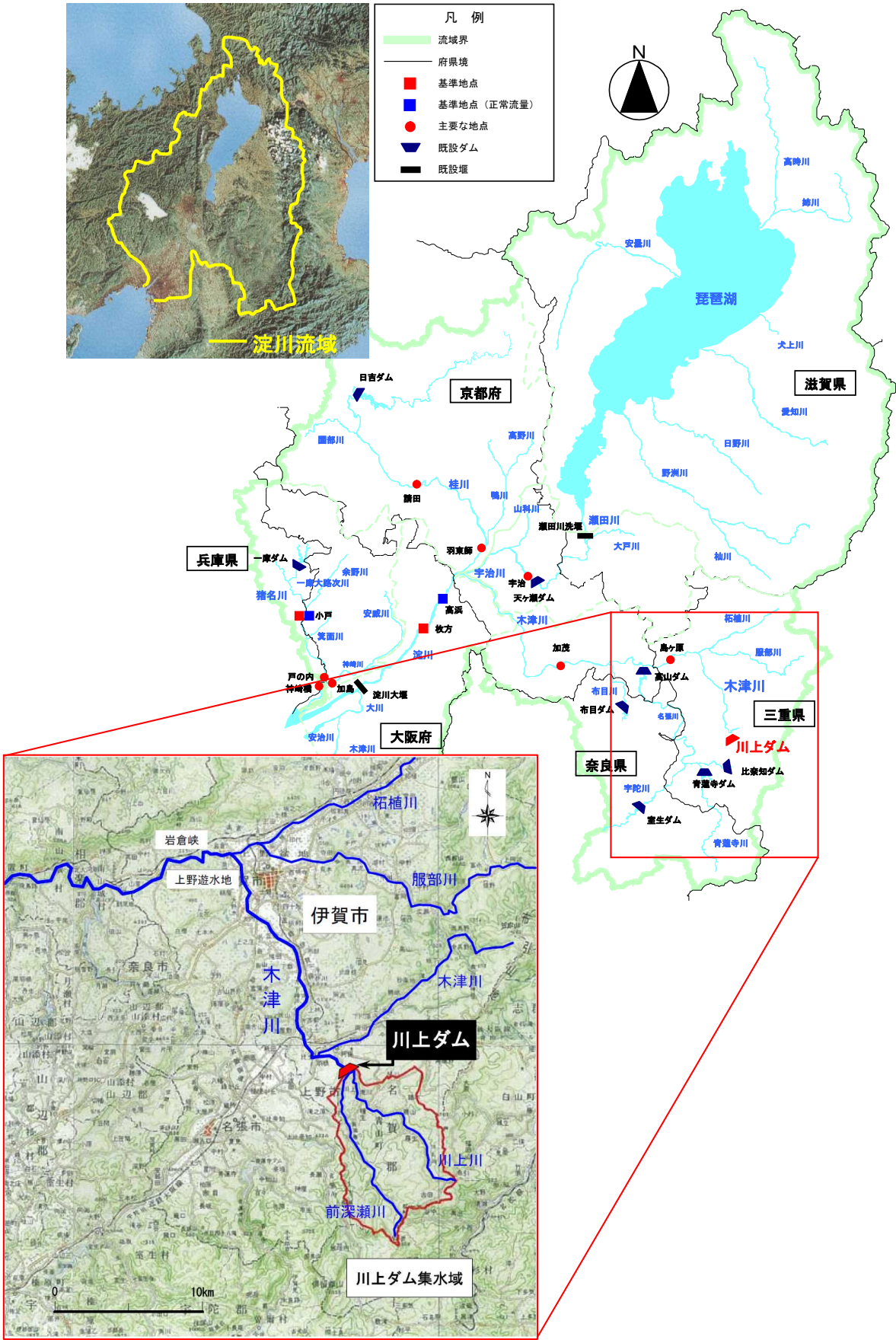
木曽川流域図



事業名 (箇所名)	川上ダム建設事業		担当課	水管理・国土保全局治水課		事業 主体	独立行政法人水資源機構				
			担当課長名	佐々木 淑充							
実施箇所	三重県伊賀市										
該当基準	再評価実施後一定期間(5年間)が経過している事業										
主な事業の 諸元	重力式コンクリートダム 堤高84.0m 堤頂長334.0m 総貯水容量 約31,000千m ³ 有効貯水容量約29,200千m ³										
事業期間	事業採択	昭和56年度	完了	令和4年度							
総事業費 (億円)	約1,180		残事業費(億円)		約167						
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・昭和28年台風13号の洪水は、上野地区で浸水面積540ha、浸水戸数200戸にもおよぶ甚大な被害が発生した。近年では、平成25年台風18号の洪水により木津川の堤防が決壊した。 ・河川整備基本方針(H19.8策定)の計画規模降雨による洪水で算出した場合、木津川上流から淀川本川を含めた広範囲において、浸水被害が発生すると想定される。 ・川上ダムを前提とした取水施設、浄水場は既に完成しているが、暫定豊水水利権により取水しているため、安定した水源の確保が求められている。また、伊賀市の水道は、小規模な簡易水道など市町村合併前からの施設を主な水源として利用しており、水源の枯渇や施設の老朽化などの課題を抱えている。 ・平成6年8月の渇水では、旧上野市※内で最大15時間の断水が6日間(8月17日～22日)発生し、給水車が出動した。また、旧島ヶ原村※、旧阿山町※の学校等のプールも約2ヶ月にわたって使用ができなくなった。(※現在は伊賀市) ・木津川上流の既設ダム(高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、比奈知ダム)は、既に 9,825千m3の土砂が堆積しており、堆砂量は計画上の想定を上回るような堆砂が進んでいる。										
	<達成すべき目標> ・洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持、既設ダムの堆砂除去のための代替補給										
	<政策体系上の位置付け> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する										
便益の主な 根拠	洪水調節に係る便益: 年平均浸水被害軽減戸数 : 令和5年～令和14年 597戸、令和15年～令和54年 422戸 年平均浸水軽減面積 : 令和5年～令和14年 70ha、令和15年～令和54年 67ha 流水の正常な機能の維持及び既設ダムの堆砂除去のための代替補給に係る便益: 流水の正常な機能の維持に関して川上ダムと同じ機能を有するダムを代替施設とし、代替法を用いて計上										
事業全体の 投資効率性	基準年度		令和3年度								
	B:総便益 (億円)	5,894	C:総費用(億円)		2,017	全体B/C	2.9	B-C	3,877	EIRR (%)	9.2
残事業の投 資効率性	B:総便益 (億円)	5,033	C:総費用(億円)		242	継続B/C	20.8				
感度分析	事業全体のB/C				残事業のB/C						
	残事業費 (+10% ～ -10%) 2.9 ～ 2.9				19.7 ～ 21.9						
事業の効果 等	残 工 期 (+10% ～ -10%) —				—						
	資 産 (-10% ～ +10%) 2.7 ～ 3.2				18.9 ～ 22.7						
	※残工期(1年)の10%は0.1年≒0年のため感度分析は行わない。										
社会経済情 勢等の変化	・洪水調節 ダム地点の計画高水流量850m3/sのうち780m3/sの洪水調節を行い、淀川本川及び木津川沿川の被害を防御する。										
	・新規利水 伊賀市の水道用水として最大0.358m3/sの取水を可能にする。 ・流水の正常な機能の維持 既得用水を安定的に確保するとともに河川維持に必要な用水を確保することによって、動植物の保護、流水の清潔の保持等、河川環境の維持を図り流水の正常な機能の維持と増進を図る。 既設ダムの水位を低下して効率的な堆砂除去を実施するための代替容量を川上ダムに確保する。										
主な事業の 進捗状況	・淀川流域は、大阪、京都の二大都市と、これらを囲む多くの都市を抱え、近畿圏の基盤をなす区域である。流域関連市町村の総人口は約1,124万人(平成27年国勢調査)であり、近畿の総人口2,254万人(平成27年国勢調査、三重県含む)の約50%を占めている。										
	・近年、流域の人口に大きな変動は見られないが、氾濫想定区域内の世帯数(約1.1倍増)、家屋資産額は増加傾向である。										
	昭和56年	4月	実施計画調査開始(建設省)								
	昭和57年	8月	「淀川水系における水資源開発基本計画」(全部変更)(川上ダムが追加)								
	平成5年	1月	「川上ダム建設事業に関する事業実施計画」認可【総事業費 約850億円、工期 S56年度～H16年度】								
	平成11年	10月	「川上ダム建設事業に関する事業実施計画(第1回変更)」認可【総事業費・工期 変更なし】								
	平成19年	8月	淀川水系河川整備基本方針策定								
	平成21年	3月	「淀川水系河川整備計画」策定								
	平成23年	1月	「川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を設置								
	平成23年	1月	仮排水トンネル完成								
平成23年	2月	「川上ダム建設事業に関する事業実施計画(第2回変更)」認可 【総事業費 約1,180億円、工期 S56年度～H27年度】									
平成26年	8月	川上ダム建設事業は「継続」とする対応方針決定									
平成27年	3月	「川上ダム建設事業に関する事業実施計画(第3回変更)」認可 【総事業費 約1,180億円、工期 S56年度～H34年度】									
平成29年	11月	付替県道全線供用開始									
令和3年	4月	本体コンクリート打設完了									
	・現在、本体工事(付帯工事)及び管理設備工事等を実施している。 ・事業全体の進捗率は約77%(事業費ベース)										

主な事業の進捗の見込み	・ 本体コンクリートの打設を令和3年4月に完了。 ・ 今後、引き続き本体工事(付帯工事)及び管理設備工事等を実施するとともに、令和3年度から試験湛水を実施し、令和4年度事業完了を目指す。
コスト縮減や代替案立案等の可能性	<コスト縮減> ・ 川上ダム本体建設工事契約時において、コンクリート打設の主打設備の変更提案等により、コスト縮減を図った。 ・ 川上ダム取水放流設備工事において、ゲート開閉装置の予備動力を新技術である予備油圧モータ+緊急油圧装置を採用することにより、コスト縮減を図った。 ・ 今後の工事においても、引き続き合理的な設計、施工の合理化、新技術の活用等による事業費抑制と更なるコスト縮減に努める。 <代替案立案等の可能性> ・ 川上ダム建設事業の検証に係る検討において、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき現計画案(川上ダム案)と現計画案以外の代替案を複数の評価軸ごとに評価し、目的別の総合評価を踏まえ総合的な評価の結果として、最も有利な案は「川上ダム案」となった。 ・ 前回評価(平成28年度)時より、総事業費・工期の変更はなく、現時点においても川上ダム建設事業の必要性・重要性に変化はなく、事業の投資効果も確保されていることから、事業を継続する。
対応方針	継続
対応方針理由	・ 川上ダム建設事業は、前回の再評価時以降も事業の必要性は変わっておらず、今後も事業の順調な進捗が見込まれること等から、令和4年度の事業完成に向けて、引き続き「事業を継続」することが妥当と考える。
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 審議の結果、「川上ダム建設事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針(原案)のとおり「事業継続」することが妥当と判断される。 <三重県の意見・反映内容> 川上ダム建設事業について「継続」とした「対応方針(原案)」案に異論はありません。 事業工期最終年度の令和4年度内に1日も早く完成され、事業効果が早期に発現されることを望みます。 また、完成を迎えることから、地域住民への川上ダム事業効果等の情報発信について、一段の取り組みをお願いします。 <京都府の意見・反映内容> 川上ダム建設事業について、事業を継続するとして対応方針(原案)案に異論はありません。 事業の推進にあたっては更なるコスト縮減と工期厳守をお願いします。 <大阪府の意見・反映内容> 「対応方針(原案)」案について異存ありません。 淀川流域の治水安全度向上のため、遅滞なく事業効果の発現に努めるとともに、建設費用とその負担の更なる縮減を図られたい。 <奈良県の意見・反映内容> 照会のありました標記のことについて、意見はありません。 なお、川上ダム建設事業の実施においては、コスト縮減に留意しつつ、計画的かつ効率的に実施されるようお願いします。

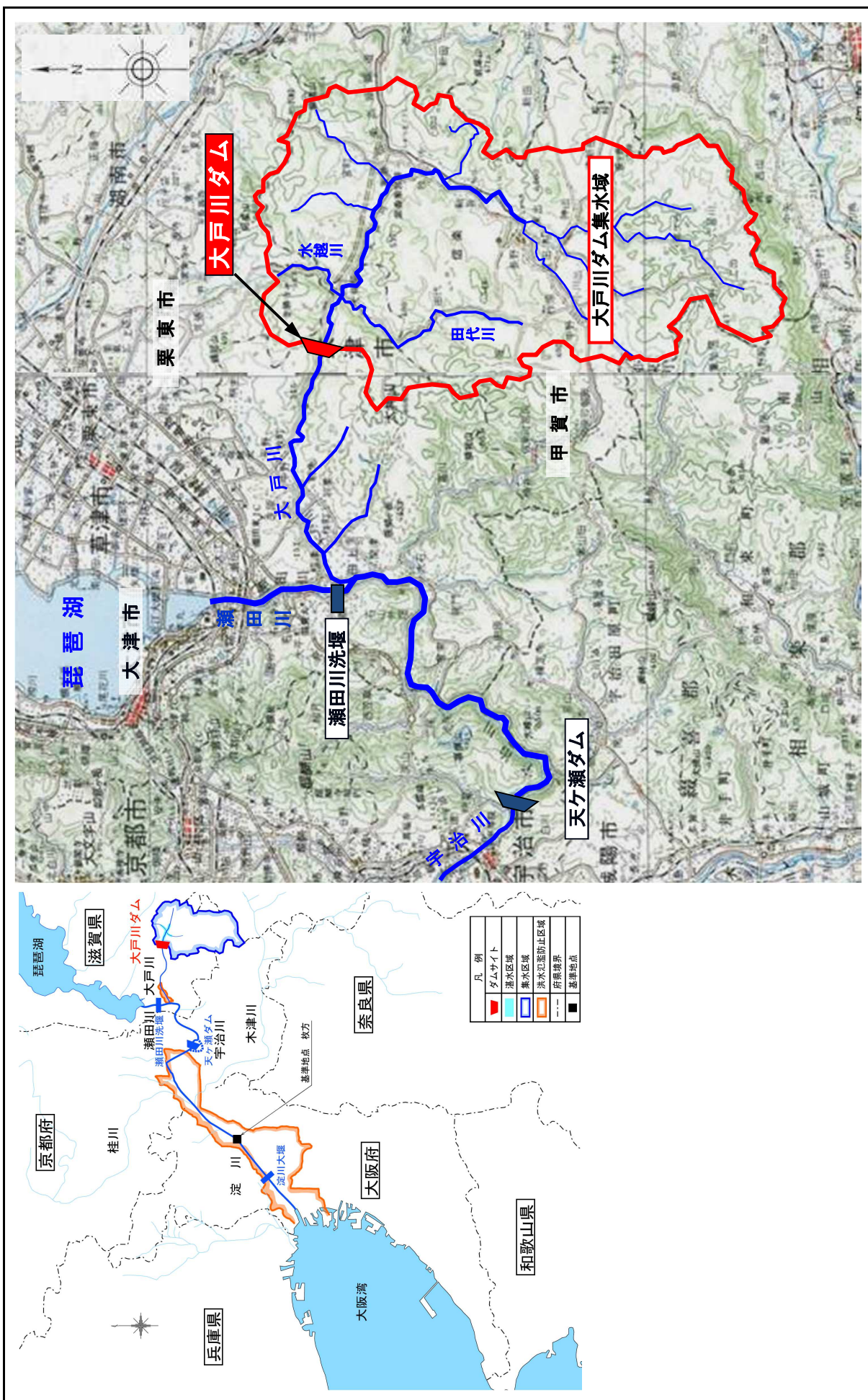
かわ 川 かみ 上 ダ ム 建 設 事 業 位 置 図



事業名 (箇所名)	大戸川ダム建設事業			担当課	水管理・国土保全局治水課			事業 主体	近畿地方整備局		
				担当課長名	佐々木 淑充						
実施箇所	滋賀県大津市										
該当基準	再評価実施後一定期間(5年間)が経過している事業										
主な事業の 諸元	・重力式コンクリートダム 堤高 約67.5m 堤頂長 約200m ・総貯水容量 約22,100千m3 ・洪水調節容量 約21,900千m3										
事業期間	事業採択	平成元年度	完了	令和15年度							
総事業費(億円)	約1,163		残事業費(億円)		約383						
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・淀川水系では、昭和28、34、36、40、57年に洪水被害が発生しており、戦後最大である昭和28年には56,194戸の浸水被害が発生している。 ・大戸川沿川でも、直近では平成25年台風18号による洪水により 60戸の浸水被害が発生している。 <達成すべき目標> ・大戸川・宇治川・淀川の洪水調節 <政策体系上の位置付け> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する										
便益の主な 根拠	年平均浸水軽減戸数:521戸 年平均浸水軽減面積:68ha										
事業全体の 投資効率性	基準年度		令和3年度								
	B:総便益 (億円)	2,384	C:総費用(億円)		1,994	全体B/C	1.2	B-C	390	EIRR (%)	4.4
残事業の投資 効率性	B:総便益 (億円)	2,390	C:総費用(億円)		299	継続B/C	8.0				
感度分析	事業全体のB/C										
	残事業費 (+10% ~ -10%)		1.2 ~ 1.2		残事業のB/C						
	残工期 (+10% ~ -10%)		1.2 ~ 1.2		7.4 ~ 8.7						
	資産 (-10% ~ +10%)		1.1 ~ 1.3		7.9 ~ 8.1 7.3 ~ 8.7						
事業の効果 等	仮に、大戸川ダムの整備や天ヶ瀬ダムの再開発を実施せず、中上流部の河川改修のみを先行した場合、河川整備基本方針規模の洪水を条件として、淀川・宇治川および大戸川の沿川では、浸水被害額 約21兆円、浸水戸数 約44万戸、浸水面積 約8,500haの被害が想定されるが、大戸川ダム建設事業及び天ヶ瀬ダム再開発事業の実施により浸水被害の軽減が図られる。										
	<便益に計上していない事業効果> 河川整備基本方針規模の洪水が発生した場合、淀川下流部では、 ①仮に避難率0%とした場合の想定死者数は約1,300人、最大孤立者数は約98万人 ②電力の停止による影響利用者数は約81万人 ③役所、消防署、警察署の防災拠点施設が浸水被害を受け、防災拠点施設31箇所の機能低下 ④主要鉄道および地下鉄の計15路線で交通途絶の発生 ⑤主要道路16路線で交通途絶の発生 ⑥地下街で浸水被害が発生し、影響利用者数は約48万人 と想定されるが、事業実施により解消される。										
社会経済情 勢等の変化	・第二京阪道路(H22.3)や京都縦貫自動車道(H27.7)の全線開通の他、新名神高速道路(八幡京田辺～城陽:H29.4)や阪神高速淀川左岸線Ⅰ期(島屋～海老江:H25.5)の開通など、主要幹線道路の供用開始が相次いでおり、淀川流域内ではまちづくりや物流拠点などの地域開発が活発で、資産も増加傾向。 ・今後も、新名神高速道路(高槻～八幡京田辺、城陽～大津:令和5年度予定)など新規路線の開通が予定されている他、4年後には関西・大阪万博も控えており、地域開発のさらなる活発化が想定。 ・現行河川整備計画に位置付けた河川整備の進捗、近年頻発している豪雨災害、今後の気候変動に伴う豪雨の激甚化・頻発化をふまえ、今後の淀川水系の河川整備の方向性を調整することを目的に、淀川水系関係6府県調整会議を開催し、意見交換を実施。第3回会議(令和3年2月)において、さらなる河川整備に向けて、河川整備計画の変更手続を進めることを全会一致で確認。 ・河川整備計画(変更案)を令和3年4月に公表。(令和3年8月6日に変更)										
主な事業の 進捗状況	昭和53年 4月 実施計画調査着手 平成元年 5月 建設事業着手 平成 3年 3月 特定多目的ダム法に基づく基本計画告示 平成17年 7月 淀川水系5ダムについての方針 公表 平成21年12月 大戸川ダムが検証対象ダムに区分される 平成23年 3月 特定多目的ダム法に基づく基本計画廃止 平成28年 8月 ダム事業の検証に係る対応方針(継続)の決定 令和 3年 4月 淀川水系河川整備計画(変更案)を公表 現在、生活再建工事段階として県道大津信楽線の付替工事を継続実施中。 令和3年度末時点(見込み)で進捗率約67%(事業費ベース:総事業費1,163億円に対する進捗率)。										
主な事業の 進捗の見込み	ダム本体工事に必要となる工事用道路着工から事業完了までに8年程度を要する見込み。 工事用道路着工までに、ダム本体及び関連施設の調査設計、用地の所管換えに係る関係機関との協議に計4年程度を要すると見込んでいる。 今後、本体工事に向け環境調査を含め必要な調査等を実施していく。										

コスト縮減や代替案立案等の可能性	<コスト縮減> ・これまで、支型式の見直しや新技術の活用、仮設計画の見直し等によりコスト縮減を図っている。 ・最新の知見、新技術やICT技術を活用した設計・計画・施工等を設計段階から盛り込み、品質確保及びコスト縮減ができるよう、カーボンニュートラルの観点も含め、引き続き工夫していく。 <代替案立案の可能性> ダム検証において大戸川ダムについては、「大戸川ダムを含む現行計画案」のほか、最終的に8案の代替案を抽出して比較検討を行ったが、「大戸川ダムを含む現行計画案」が最も優位との結論となり、大戸川ダム建設事業は「継続」と判断した。 令和3年4月12日淀川水系流域委員会において大戸川ダム検証の評価軸ごとの評価の変化を整理した結果からも、「総合的な評価」に影響を与えるような大きな変化はないことを確認している。
対応方針	継続
対応方針理由	前回の評価時以降も、事業の必要性等は変わらず、淀川水系河川整備計画変更後に「本体工事を実施する」とされているダム本体工事も含め「事業継続が妥当」である。
その他	※本事業の便益は、天ヶ瀬ダム再開発事業と大戸川ダム事業が一体となって発現する効果を、両事業の洪水調節容量の比率で 按分することにより算出。なお、天ヶ瀬ダム再開発事業は、既設ダムの放流能力を増強する事業であるため、便宜上、天ヶ瀬ダムの現行容量を放流能力 の増加分と既存の放流能力の比率により按分し、天ヶ瀬ダム再開発事業相当の洪水調節容量とした。 <第三者委員会の意見> 審議の結果、「大戸川ダム建設事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針（原案）のとおりに「事業継続」することが妥当と判断される。 <関係自治体の意見> ■滋賀県知事 ・「対応方針（原案）」案のとおりに「事業継続」で異論はない。なお、次の事項について特段の配慮をお願いする。 ・大戸川ダムについては、淀川下流域における治水効果に加え、本県においても平成25年台風18号等これまでに経験した計画規模と同程度の洪水はもちろんのこと、近年他の地域で観測された計画規模を超える洪水に対しても治水効果が期待できることから、大戸川ダム本体工事を早期に実施すること。 ・大戸川ダムの環境への影響については、これまでから本県の実態を踏まえた環境影響評価を平成4年に実施されているほか、環境影響評価法に準じた環境調査を平成13年から平成17年までに実施されているところであるが、今後も適切に「動植物・生態系」「景観」「土砂流動」などの観点から調査・検討し、所要の対策を講じることにより環境影響をできる限り回避・低減すること。 ・また、ダムの補償工事である主要地方道大津信楽線、栗東信楽線の付替工事を着実に推進し、早期に高低差の解消を図るとともに、水源地域整備について積極的に支援すること。 ・事業実施に当たっては、事業費および整備スケジュールについて十分県民の理解が得られるよう、協議調整を図ること。 ■京都府知事 ・事業を継続するとして「対応方針（原案）」案に異論はない。 ・なお、環境調査を含む必要な調査を速やかに実施し、調査結果を踏まえ、外部有識者も含めて費用や効果を検証しつつ事業を進めるとともに、本体工事の実施においては、徹底した費用の縮減を図って頂きたい。 ■大阪府知事 ・「対応方針（原案）」案については異存ありません。ただし、以下の事項を要請します。 ・必要な調査、設計を行い、事業内容を示すとともに、建設費用と負担の更なる縮減を図られたい。

大戸川ダム建設事業位置図



事業名 (箇所名)	本明川ダム建設事業			担当課	水管理・国土保全局治水課			事業 主体	九州地方整備局																														
				担当課長名	佐々木 淑充																																		
実施箇所	長崎県諫早市富川町、上大渡野町																																						
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業																																						
主な事業の 諸元	台形CSGダム、堤高 約60.0m、堤頂長 約340m、総貯水容量 約620万m3、有効貯水容量約580万m3																																						
事業期間	事業採択		平成2年度	完了		令和14年度																																	
総事業費(億円)	約730			残事業費(億円)			約470																																
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・本明川流域では、昭和32年7月に梅雨末期の局地的な集中豪雨に見舞われ、死者・行方不明者539名、家屋全半壊1,302戸、浸水家屋3,409戸の甚大な被害が発生している。昭和57年7月の梅雨前線による洪水では、浸水家屋2,408戸(床上浸水951戸、床下浸水1,457戸)の被害が発生し、平成11年7月の熱帯低気圧による洪水では、浸水家屋711戸(床上浸水240戸、床下浸水471戸)の被害が発生している。また近年では、平成23年8月の前線による洪水により、浸水家屋29戸(床上浸水5戸、床下浸水24戸)の被害が発生した。 ・本明川では、渇水時に本明川の水量が低減したときには、農業用水が安定的に取水できなくなり、たびたび農作物の被害が生じている。また、昭和35.41.42.57年等をはじめ、大規模な渇水被害に見舞われている。特に、平成6年の列島渇水には、河川流況が悪化する期間が継続したため、農業用水が不足したことにより諫早市において 1億5千万円の農作物被害が発生した。また、公園堰下流では水がほとんど流れない状況となり、瀬切れ箇所が発生し、魚類等が斃死する被害が発生した。 <達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持 <政策体系上の位置付け> ・政策目標：水害等災害による被害の軽減 ・施策目標：水害・土砂災害の防止・減災を推進する																																						
便益の主な 根拠	洪水調節に係る便益： 年平均浸水軽減世帯：105世帯 年平均浸水軽減面積：46ha 流水の正常な機能の維持に関する便益： 流水の正常な機能の維持に関して本明川ダムと同じ機能を有するダムを代替施設とし、代替法を用いて計上																																						
事業全体の 投資効率性	基準年度		令和3年度																																				
	B:総便益 (億円)		976	C:総費用(億円)		762	全体B/C	1.3	B-C	214	EIRR (%)	5.7																											
残事業の投資 効率性	B:総便益 (億円)		769	C:総費用(億円)		392	継続B/C	2.0																															
感度分析	<table><thead><tr><th></th><th colspan="3">事業全体のB/C</th><th colspan="3">残事業のB/C</th></tr></thead><tbody><tr><td>残事業費</td><td>(+10% ~ -10%)</td><td colspan="2">1.2 ~ 1.3</td><td colspan="3">1.9 ~ 2.1</td></tr><tr><td>残 工 期</td><td>(+10% ~ -10%)</td><td colspan="2">1.3 ~ 1.3</td><td colspan="3">1.9 ~ 2.0</td></tr><tr><td>資 産</td><td>(-10% ~ +10%)</td><td colspan="2">1.2 ~ 1.4</td><td colspan="3">1.8 ~ 2.1</td></tr></tbody></table>												事業全体のB/C			残事業のB/C			残事業費	(+10% ~ -10%)	1.2 ~ 1.3		1.9 ~ 2.1			残 工 期	(+10% ~ -10%)	1.3 ~ 1.3		1.9 ~ 2.0			資 産	(-10% ~ +10%)	1.2 ~ 1.4		1.8 ~ 2.1		
	事業全体のB/C			残事業のB/C																																			
残事業費	(+10% ~ -10%)	1.2 ~ 1.3		1.9 ~ 2.1																																			
残 工 期	(+10% ~ -10%)	1.3 ~ 1.3		1.9 ~ 2.0																																			
資 産	(-10% ~ +10%)	1.2 ~ 1.4		1.8 ~ 2.1																																			
事業の効果 等	・洪水調節： 本明川ダムの洪水調節を行うことによって、基準地点裏山において基本高水のピーク流量1,070m3/sを810m3/sに低減させる。 ・流水の正常な機能の維持： 本明川ダムによって、下流既得用水の補給等、流水の正常な機能の維持と増進を図る。 ・基本方針規模の洪水が発生した場合、事業実施により浸水区域内人口は約1,600人、浸水により被災する事業所の従業者数は約1,000人、最大孤立者数は約1,600人、通信(固定)停止の影響人口は約3,000人が軽減される。																																						
社会経済情 勢等の変化	・想定氾濫区域内人口は、ほぼ横ばいである。 ・本明川中流部の諫早市街地では、宅地、小学校、道路の開発が進み、資産は増加傾向にある。今後も九州新幹線の開通により、諫早駅周辺の開発が進むと見込まれる。																																						
主な事業の 進捗状況	平成 2年4月 実施計画調査開始 平成 6年4月 建設事業着手 平成12年12月 本明川水系河川整備基本方針の策定 平成17年3月 本明川水系河川整備計画の策定 平成21年12月 検証の対象とするダム事業に選定 平成25年8月 ダム事業の検証に係る対応方針の決定(新規利水を除いた「見直し継続」) 平成26年7月 用地調査着手 平成28年3月 本明川水系河川整備計画(変更)の策定 平成29年2月 損失補償基準協定書の締結 平成30年2月 本明川ダム関連付替道路着工式開催																																						
主な事業の 進捗の見込 み	・平成2年4月に実施計画調査を開始、平成6年4月に建設事業に着手した。 ・令和3年3月末時点の事業進捗率は約28%(事業費ベース)である。 ・現在は、本体の着工に向け、付替道路工事、ダム堤体設計、環境調査等を実施している。																																						

コスト縮減や代替案立案等の可能性	<コスト縮減> ・今後の設計や施工段階において、ICT技術等やその他新技術の積極的な活用により、事業の効率化に努めるなど、引き続き更なるコスト縮減を図っていく。 <代替案立案等の可能性> ・平成25年度に実施した本明川ダム建設事業の検証に係る検討において、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、今回計画案(本明川ダム案)と今回計画案以外の代替案を複数の評価軸毎に評価し、今回計画案(本明川ダム案)が最も有利と評価している。 ・今回の本明川ダムの総事業費及び事業工程の変更を考慮しても、今回計画案(本明川ダム案)と代替案とのコスト面での優劣に変化はなく、「今回計画案(本明川ダム案)」が最も有利であり、ダム検証時の評価を覆すものではない。
対応方針	継続
対応方針理由	「本明川ダム建設事業」は、前回再評価以降も事業の必要性は変わっておらず、今後も順調な進捗が見込まれることから、令和14年度完了に向けて引き続き『事業を継続する』ことが妥当である。
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 対応方針(原案)のとおり、「事業継続」で了承された。 <長崎県の意見・反映内容> 本明川水系におけるダム建設事業の促進は必要と認識しており、引き続き事業の継続をお願いしたい。

本明川ダム建設事業 位置図



事業名 (箇所名)	岩瀬ダム再生事業		担当課	水管理・国土保全局治水課		事業 主体	九州地方整備局				
			担当課長名	佐々木 淑光							
実施箇所	右岸:宮崎県都城市 左岸:宮崎県小林市										
該当基準	準備・計画段階で一定期間(3年間)が経過している事業										
主な事業の 諸元	容量振替、放流設備増設										
事業期間	平成31年度実施計画調査着手										
総事業費(億円)	約500			残事業費(億円)		約488					
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・大淀川流域ではこれまで、昭和29年9月、昭和57年8月、平成5年8月、平成9年9月洪水などで大きな被害が発生している。 ・平成17年9月の台風14号に伴う洪水において、既往最大の流量を記録する洪水が発生し約4,700戸の浸水被害が発生している。 昭和29年 9月(台風) 床上浸水 3,173戸、床下浸水 5,303戸 昭和57年 8月(台風) 床上浸水 264戸、床下浸水 463戸 平成 5年 8月(前線) 床上浸水 771戸、床下浸水 784戸 平成 9年 9月(台風) 床上浸水 401戸、床下浸水 586戸 平成17年 9月(台風) 床上浸水 3,834戸、床下浸水 872戸 <達成すべき目標> ・洪水調節 <政策体系上の位置付け> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する										
便益の主な 根拠	洪水調節に係る便益: 年平均浸水軽減世帯数:197世帯 年平均浸水軽減面積:18ha										
事業全体の 投資効率性	基準年度		令和3年度								
	B:総便益 (億円)	781	C:総費用(億円)		348	全体B/C	2.2	B-C	434	EIRR (%)	8.7
残事業の投資 効率性	B:総便益 (億円)	781	C:総費用(億円)		337	継続B/C	2.3				
感度分析	事業全体のB/C		残事業のB/C								
	残事業費	(+10% ~ -10%)	2.1 ~ 2.5		2.1 ~ 2.6						
	残 工 期	(+10% ~ -10%)	2.2 ~ 2.3		2.3 ~ 2.4						
	資 産	(-10% ~ +10%)	2.0 ~ 2.5		2.1 ~ 2.5						
事業の効果 等	・整備計画目標とする平成17年9月洪水と同規模の洪水を想定した場合、浸水世帯数約27,000世帯、浸水面積約2,000haの被害が想定されるが、岩瀬ダム再生事業により浸水世帯数約27,000世帯、浸水面積約2,000haの軽減が図られる。 ・整備計画目標とする平成17年9月洪水と同規模の洪水が発生した場合、ダム再生事業の完成により、浸水想定区域内人口は約55,000人、避難行動要支援者数は約23,000人、想定死者数約180人、電力停止による影響人口約35,000人の人的被害が解消されると想定される。										
社会経済情 勢等の変化	・大淀川下流部に位置する宮崎市は、東九州自動車道や宮崎自動車道、国道10号をはじめとする道路網の整備が進んだことにより、市街地の開発・拡大が進み、人口も増加傾向にある。 ・宮崎県全体の農業産出額は、近10ヶ年でも約1.1倍に伸びており、そのうち大淀川流域内(うち宮崎県内)市町村の産出額は過半を占めるなど、大淀川流域は、日本有数の農畜産県を最も支えている地域となっている。 ・令和2年10月に大淀川下流改修期成同盟会において岩瀬ダム再生事業の早急かつ着実な推進について要望。										
主な事業の 進捗状況	平成15年2月 大淀川水系河川整備基本方針策定 平成18年3月 大淀川水系河川整備計画策定 平成28年7月 大淀川水系河川整備基本方針変更 平成30年6月 大淀川水系河川整備計画変更 平成31年4月 岩瀬ダム再生事業 実施計画調査着手										
主な事業の 進捗の見込み	・岩瀬ダム再生事業は、令和2年度迄に地質調査等を実施。事業費ベースで約1.4%【約6.9億円/約500億円(税込)】(令和2年度末)の事業進捗となっており、今後引き続き実施計画調査を進め、建設事業に移行し、令和15年度に完了する見込みである。 ・大淀川流域の方々から早期に完成を望む声が大きく、地元自治体等からの協力体制も確立されている。										
コスト縮減や 代替案立案 等の可能性	<コスト縮減> ・岩瀬ダム再生事業は実施調査計画段階であることから、具体的なコスト縮減は今後検討していく。 <代替案立案等の可能性> ・「大淀川水系河川整備計画(H30.6変更)」で位置付けられた「岩瀬ダムの有効活用」による洪水調節効果と同等の効果を発揮し、洪水を安全に流下させることのできる対策案として、4案を比較し、大淀川の社会経済上の重要性、財政の制約、治水効果の早期発現、並びに現在の技術レベルでの環境負荷の大小等を総合的に評価して、河道整備とあわせた既設ダム再生事業により、水位低下を図る案を採用しており、現時点においてもコスト面での優位性に変化はなく、総合的な評価結果には影響を与えないことを確認している。										

対応方針	継続
対応方針理由	・岩瀬ダム再生事業は、新規事業採択時評価以降も事業の必要性は変わっておらず、今後も順調な進捗が見込まれる等から、令和15年度完了に向けて引き続き事業を継続することが妥当である。
その他	＜第三者委員会の意見・反映内容＞ ・対応方針(原案)のとおり、「事業継続」で了承された。 ＜都道府県の意見・反映内容＞ 今回意見照会のありました岩瀬ダム再生事業につきましては、安全で安心できる暮らしのために、大淀川の治水対策として必要不可欠なものでありますので、「対応方針(原案)」の「継続」について異論はありません。

岩瀬ダム再生事業 位置図

